

議案第2号 資料

令和7年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜の概要

1 募集の区分

課程	募集の区分		対象校
全日制、定時制（昼間部を含む）	一般募集	共通選抜	全校
定時制		定通分割選抜（※1）	川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校
定時制（昼間部）	特別募集	在県外国人等特別募集	川崎高等学校

※1 神奈川県内の定時制・通信制の課程では、選抜を2回に分けて実施する。共通選抜で募集定員の最大8割まで、定通分割選抜で定員までを選抜する。

2 志願資格

課程	学科	学区	就学の規制			就学の特例
全日制	普通科	川崎市内	本人及び保護者	市内	在住	県内在住者（市外）の入学許可数は募集定員の8%以内
	専門学科	神奈川県内		県内		
定時制	普通科	川崎市内	本人	市内	在住又は 在勤	県内在住者（市外）の入学許可数は募集定員の8%以内
	専門学科	神奈川県内		県内		

3 選抜のための検査

課程等	学力検査	特色検査(※3)	募集期間	学力検査の実施日	合格発表の期日
全日制	5教科(原則)	実技検査、自己 表現検査、面接 を実施するこ とができる。	令和7年1月23日から30日まで	令和7年2月14日	令和7年2月28日
定時制（昼間部を含む） （※2）	3教科				
定時制（定通分割選抜）			令和7年3月6日から7日まで	令和7年3月17日	令和7年3月21日

※2 定時制（昼間部）の在県外国人等特別募集については、学力検査3教科及び面接を実施する。

※3 特色検査は、学力検査の実施日又は当該高等学校の校長が定めた期日に実施する。

令和7年度入学者選抜における川崎市立高等学校の募集形態

[全日制の課程]

学校名	普通科・専門学科※1	学科名	募集形態			募集定員等
			共通選抜※2	定通分割選抜※3	特別募集※4	
川崎高等学校	普通科	普通科	※5			共通選抜で募集定員の全てを募集し、選抜する。
	専門学科 (家庭に関する学科)	生活科学科	○			
	専門学科 (福祉に関する学科)	福祉科	○			
幸高等学校	普通科	普通科	○			
	専門学科 (商業に関する学科)	ビジネス教養科	○			
川崎総合科学高等学校	専門学科 (工業に関する学科)	情報工学科	○			
		総合電気科	○			
		電子機械科	○			
		建設工学科	○			
	専門学科 (理数に関する学科)	科学科	○			
橘高等学校	普通科	普通科	○			
	専門学科 (体育に関する学科)	スポーツ科	○			
	専門学科 (国際に関する学科)	国際科	○			
高津高等学校	普通科	普通科	○			

[定時制の課程]

学校名	普通科・専門学科	学科名	募集形態			募集定員等
			共通選抜	定通分割選抜	特別募集	
川崎高等学校	普通科	普通科（昼間部）	○	/	○	共通選抜（一般募集）及び特別募集（在県外国人等特別募集）で募集定員の全てを募集し、選抜する。 共通選抜で募集定員の8割を募集し、選抜する。その後、定通分割選抜において、募集定員の上限まで募集し、選抜する。
川崎総合科学高等学校	専門学科 （工業に関する学科）	クリエイト工学科	○	○	/	
	専門学科 （商業に関する学科）	商業科	○	○	/	
橘高等学校	普通科	普通科	○	○	/	
高津高等学校	普通科	普通科	○	○	/	

- ※ 1 普通科に係る学区は川崎市全域、専門学科に係る学区は神奈川県全域とする。ただし、全日制及び定時制の普通科においては、川崎市外であっても県内在住者は志願することができるものとし、この場合において入学許可数は募集定員の8パーセント以内とする。川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）第4条を参照
- ※ 2 全日制、定時制及び通信制の課程の全学校で実施する選抜方法
- ※ 3 夜間の定時制及び通信制の課程の学校で、共通選抜の合格発表後に実施する選抜方法
- ※ 4 神奈川県内の高等学校では、海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の制度があるが、川崎市では在県外国人等特別募集のみ。
- ※ 5 令和3年度入学者選抜から高等学校普通科における募集を停止した。

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）【抜粋】

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科に係る高等学校の学区は、川崎市内（以下「市内」という。）全域とする。

2 全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科を除く学科に係る高等学校の学区は、神奈川県内（以下「県内」という。）全域とする。

（就学の規制）

第3条 全日制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者（本人に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人という。次項において同じ。）が市内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

2 全日制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が県内に住所を有する場合に高等学校を志願することができる。

3 定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者は、市内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

4 定時制の課程のうち普通科を除く学科へ就学しようとする者は、県内に住所又は勤務地を有する場合に高等学校を志願することができる。

（就学の特例）

第4条 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、県内（市内を除く。以下同じ。）に住所を有する者のうち、現に在学し、又は在学していた中学校の校長の同意を得たものは、毎年度の高等学校第1学年入学者選抜（第6条及び第7条の入学者選抜を除く。以下「第1学年入学者選抜」という。）の場合に限り、志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、別に定める当該高等学校第1学年生徒の募集定員（第6条及び第7条の入学者選抜に係るものを除く。以下「第1学年生徒の募集定員」という。）の8パーセント以内とする。

第5条 前条に定めるもののほか、県内に住所を有する者のうち、身体状況により、高等学校に就学することが適当と認められるものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、志願しようとする高等学校の校長の許可を受けて当該高等学校を志願することができる。

第6条 前2条に定めるもののほか、県内に住所を有する者のうち、外国の国籍を有するもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第1項に規定する難民の認定を受けたものを含む。）で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものは、第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

第7条 前3条に定めるもののほか、全日制の課程及び定時制の課程のうち普通科へ就学しようとする者であって、第1学年入学者選抜により選抜された入学予定者の数が、第1学年生徒の募集定員に満たなかった高等学校について、特に必要があると認める場合において、再度実施する第1学年入学者選抜を受けようとするものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

（入学許可の取消し）

第8条 高等学校の校長は、この規則に違反し、事実を偽って入学の許可を受けた者に対しては、入学の許可を取消し、又は退学を命ずることができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、学区に関し必要な事項は教育長が定める。